

令和 8 年 度

第 1 回 練馬区国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和8年度 第1回 練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 令和8年8月7日(金) 午後2時00分～午後3時30分

2 場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 18名(◎会長、○会長代理)

ア 被保険者代表委員

佐藤 美由紀、鈴木 知子、関 洋一、高橋 潤一郎、西田 修三、藤野 貴志、
山並 恵子

イ 保険医・保険薬剤師代表委員

佐藤 博、上原 正美、天野 加奈子、足立 朋子
(欠席 矢口 均、和田 万里子、安藤 浩徳)

ウ 公益代表委員

◎小泉 純二、○星野 あつし、島田 拓、岩瀬 たけし、渡辺 てる子、本橋 秀次
(欠席 今井 伸)

エ 被用者保険等保険者代表委員

米内 久永
(欠席 池島 拓)

(2) 事務局

区民部長、収納課長、国保年金課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 保険者代表挨拶・委嘱状交付

(2) 委員紹介

(3) 会議録署名委員選出

議事

(1) 報告事項

- (4) ア 国民健康保険料の収納状況について（資料1）
イ 令和7年度服薬健康相談事業の実施状況について（資料2）
ウ 子どもに係る国民健康保険料均等割額の軽減の拡充について（資料3）

(2) その他

7 配付資料

【資料1】	国民健康保険料の収納状況について
【資料2】	令和7年度服薬健康相談事業の実施状況について
【資料3】	子どもに係る国民健康保険料均等割額の軽減の拡充について

8 会議の概要と発言要旨

【区民部長】 皆さん、こんにちは。区民部長の枚田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。定刻より少し早いですが、皆さんお揃いなので、始めさせていただきます。

本日はご多用のところ、また、お暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。水分補給は各自で取っていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和8年度第1回練馬区国民健康保険運営協議会を開催いたします。着座で失礼いたします。

それでは、初めに事務局から本日の委員の出席状況、そして、配布の資料など説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局です。ただいまの出席者数は18名でございます。

これにより、練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。なお、本日は5名の委員より欠席の連絡をいただいております。欠席の委員につきましては、委員名簿でご確認ください。

次に、本日机上にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料をご覧ください。

― 配布資料の説明 ―

なお、本日は会議録用に録音をさせていただきます。ご発言はお近くのマイクをご使用いただき

ますよう、ご協力をお願いいたします。ご発言の際はスイッチをオンにいただき、終了後はオフにしてください。

事務局からは以上です。

【区民部長】 ありがとうございます。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、続きまして、吉田健一練馬区長から、保険者代表の挨拶並びに委嘱状の交付を行います。よろしくお願いします。

【区長】 皆さん、こんにちは。区長の吉田でございます。本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は、一部委員の方の交代がございます。机上交付で恐縮でございますが、委嘱状を交付させていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には常日頃より、国民健康保険事業に際しまして、いろいろご意見を賜り、また、ご協力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。国民健康保険事業を取り巻く環境は依然として厳しさを増しております。被保険者数は減少の一途をたどり、また一方で、医療の高度化により医療費が増大しております。さらに昨今の物価高騰によりまして、区民の生活も本当に苦しさを増しておりますが、そういう中で、できる限り負担の軽減に向けて取り組んでいきたい、そのように感じております。

本日の会議では、後ほどご報告申し上げますが、来年度からお子様の保険料について、均等割軽減の拡充をしていきたいと考えております。今後ともさらなる財政支援を国に求めていくと同時に、持続可能なシステムの運営に努めていきたいと思っておりますので、今後ともご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本日も、皆様の忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【区民部長】 吉田区長、ありがとうございました。

続きまして、委員の紹介となります。国保年金課長からお願いいたします。

【国保年金課長】 国保年金課長の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、新しく委員になられた5名の方をご紹介します。

— 委員紹介 —

【区民部長】 ありがとうございます。それでは、委員を代表いたしまして、小泉純二会長からも一言、ご挨拶をお願いいたします。

【会長】 皆さん、改めまして、こんにちは。お暑い中、そして、ご多用の中、この会議にご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。これまでご参加いただいていた方々には、来年2月下旬ぐらいに行われます諮問がこの会の一番大きな目的になるかなと、それはご承知いただいているかと思います。

保険料をどのように決めていくのかということが関わってきますので、そうした中、それまでにいろいろな国保が抱える課題や問題、そうした点に十分ご留意をいただいて、そしてご意見を賜りたいと思っております。ぜひ今後とも、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

【区民部長】 小泉会長、ありがとうございます。区長は、この後、別の公務がございますので、恐れ入りますが、ここで退席をさせていただきます。

【区長】 どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

【区民部長】 それでは、ここからの進行は小泉会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、ここから進行をつかさどらせていただきます。

引き続きまして、会議録の署名委員の選出に移らせていただきたいと思います。当運営協議会規則第8条第2項によりまして、会議録には、議長が2人以上の委員を指名するものとなっております。この署名委員2名の選出について、私にご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、私から選任させていただきます。

従来、被保険者代表委員と保険医・薬剤師代表委員からそれぞれ1名ずつ選出をお願いして

いるところでございます。このたびは、被保険者代表の鈴木知子委員と、もうお一方、保険医・保険薬剤師代表の上原正美委員のお二人にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日は、報告事項が3件ございます。今回は会の終了時刻をおおむね15時30分を目途に進めたいと思っておりますので、進行に、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思えます。初めに、報告事項アについて、ご説明をお願いいたします。

【収納課長】 会長、収納課長です。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】

— 報告事項アの説明(資料1) —

【会長】 ご苦労さまです。

ただいま、国民健康保険料の収納状況について報告をいただきました。この内容につきまして、何かご意見、ご感想などがございましたら、ご発言をお願いいたします。挙手にて、お願いできますでしょうか。いかがでしょうか。

A委員。

【A委員】 すいません、教えていただければと思います。

非常に高い収納率ということで、努力されていることと思いますが、収納率に関する目標値ですとか、そういったものがありましたら、1点、お聞きかせ願いたい。それから、資料の見方かもしれないのですが、1ページ目の収納率と、裏面の区の表の率が少し違うようなのですが、これは下にある※印の理由によるということでしょうかということと、PayPayですとかそういったウェブでということで、先進的な取組ということでご説明いただきました。これは全体として、ほかの区も含めてという意味ですけれども、練馬区さんだけの独自の取組なのか、ほかのところでもいろいろ進んでいるのか、ほかの場合によってはさらに高い区などの例を参考にしてまだ取り組めるところがあるのか、

そういったところも教えていただければと思います。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 収納課長です。

まず、収納率の目標につきましては、大きいところで、まず、東京都のほうが定めておりまして、練馬区の場合、現年分の収納率、こちらは0.5%上げるようにという目標の収納率があります。その目標には、残念ながら今届いていないという結果なのですけれども、着実にこの目標に向けて伸びているという状況になります。

続いて、2点目の表面と裏面で収納率が違うというのは、委員おっしゃるとおり一番下に※印がありますが、全国の区市町村と比較するときには、分母に当たります調定額から居所不明者、住民登録はあるのだけれども、実際に住んでおられない方というのもおりまして、そういったものは、実際は保険を適用しないということもありまして、分母から除いていくと。結果として、全国平均で表すときには、表面の決算数値よりも若干数値が上がるというような傾向になっております。

3点目、他区のほうでもやはり電子マネーなどの納付方法を整えておりまして、練馬区以外にもPayPay、auPay、d払い、楽天ペイとか、そういったものを入れて広く納付環境を整えているというような状況でございます。

以上です。

【会長】 A委員、いかがでしょうか、よろしいですか。

私が知っているところでも税、また、国保収納率については、いろいろ内部で様々な努力を重ねてきているというところはあると思っております。よろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

B委員、どうぞ。

【B委員】 公募委員のBでございます。1点、お伺いしたいのですが、不納欠損額のところで、前々年度ですか、令和6年度から令和7年度にかけて、現年分、滞納繰越分、全て金額が下がっていることについて、やはりこれは未納対策の支援、AIの影響等があるのかどうかお伺いしたいと思います。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 収納課長です。ありがとうございます。

今委員おっしゃられたとおり、不納欠損というのは、国保の収納徴収は2年間で時効になってしまふ、それまでにしっかりと取らなければならないというのがあります。一方で、財産調査をした結果、財産がない、とても納付できる状況にないという場合には、滞納処分の執行停止として不納欠損にするものもあります。したがって、これが減っているということは、きちんと納付が進んでいる。AIによって、財産があればしっかり納付を求めるということもできたかなと思っております。

もう一方で、冒頭でご案内しましたとおり、調定額自体も今減っているということもあります。その両面からと思っております。

以上です。

【会長】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

C委員。

【C委員】 すいません、ありがとうございます。

令和7年度の収納率、現年分が93.39%で、滞納繰越分が47.05%ということで、前年度を上回っているということは、先ほど言われたとおり非常に努力をされたと評価しているところなのですが、ここで収入未済額の合計を見ると、18億7,500万円で、前年度から大体500万円ぐらいしか減っていないのかなと感じました。さらに、滞納繰越分の収入未済額、こちらについては、4,100万円ほど増えているということです。ですから、収納率は改善しているのだけれど、未納額が十分に減っていない背景、この辺というのはどのように分析をされているのでしょうか。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 収納課長です。ありがとうございます。

収入未済額につきましては、現年分と滞納繰越分で分かれています。例えば、令和6年度のほうから見ていきますと、令和6年度の現年分の収入未済額が12億2,400万円とあります。その年の部分と、滞納繰越分で合わせた分が、基本的には7年度の滞納繰越分になります。実は令和6年度の現年分の収納率が少し下がっております。その分で、令和7年度の滞納繰越は、一旦、

調定が上がってしまったという形になります。よって、一旦上がってしまうとなかなか下げるのは難しい、収納率は頑張っていますが、未済が増えてしまったということで、結果として、現年と滞納繰越との差額では500万円しか減っていないというような状況になっております。

以上です。

【会長】 C委員。

【C委員】 ありがとうございます。勉強になりました。

あともう一つが、滞納世帯の方の中には先ほどもちょっとおっしゃっていただいたように、病気とか失業とか、様々な事情によって納付したくてもできない方もいると思います。令和7年度の納付相談件数や分割納付となった件数はどれぐらいで、前年度に比べて増えているのか、その傾向も教えていただけたらありがたいです。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 収納課長です。

納付相談の件数は大体年間1万件ぐらいありますが、数字としては、おおむね横ばいぐらいかなというところです。したがって、極端に増えているとか減っているという傾向はなく、若干減っている傾向にはあるかなとは思っております。

以上です。

【会長】 よろしいですか。お待たせしました。

D委員、どうぞ。

【D委員】 公募委員のDです。

いろいろまだまだ勉強不足で申し訳ないのですが、今もお話が合ったように滞納される方々には、病気とか失業でなかなか納付が難しいという方もいらっしゃるということなのですが、そういうケースの場合というのは、例えば、福祉のほうと連携して、何か対応するみたいなこともされているのでしょうか。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 実際に病気であるとか失業であるとか、本当に日々の生活もままならないという方

もいらっしゃいます。そういった方には、区役所の中には生活サポートセンターであるとか福祉事務所もございます。したがって、以前で言うと、そのままチラシを配るだけというところで終わっていたケースもあるのですが、チラシも配りながら、今日お時間がもしあれば一緒にサポートセンターへ行きませんか、同伴するような形を取らせていただいております。

いきなり納税、納付の相談から、サポートセンターまではまだ考えていないということであれば、チラシを渡しながらかねてするようにという形を取っております。

また一方で、逆にサポートセンターからスタートされる方もいらっしゃいます。サポートセンターのほうで生活の相談をする中で、税金や保険料の支払いが今は難しくなっているといった場合には、サポートセンターの職員と一緒に来ていただいて、納付相談をするということで福祉部門とも連絡を密に強化しながらやっています。

ありがとうございます。以上です。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

特にないようでしたら、次に進みたいと思います。

それでは、続いて、報告事項イをお願いいたします。

【国保年金課長】 会長、国保年金課長でございます。

【会長】 どうぞ。

【国保年金課長】

— 報告事項イの説明(資料2) —

【会長】 ご苦労さまでございました。

ただいま、令和7年度服薬健康相談事業の実施状況について、報告を受けました。現場で詳しいであろうE委員、F委員からご意見等ございましたらいただけますでしょうか。どうぞ。

【E委員】 練馬区薬剤師会のEと申します。よろしくお願いいたします。

私はこの事業に3年間、携わらせていただきまして、毎年いろいろな方とお話をする機会を設けさせていただいて、本当に感謝している次第でございます。昨年度は国保の方の対象者、相談人数が減ってしまったというのも、少しスタートが遅くなってしまいましたので、今年度はしっかりと

通知が届いた後に、すぐに対応できるような体制を整えているところでございます。

やはり薬剤師とお話をする機会というのが、区民の皆さんがなかなかないと思いますので、そういう周知の仕方を区の皆さんからいろいろなご提案いただきまして、さらによい事業になるといいなと思っております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。F委員、いかがでしょうか。区民の参加された方からも直接反応とかそういう点ではどうでしょうか。

【F委員】 私は、令和7年度は担当する患者さんはいなかったのですが、相談会では結構相談できるということで、自分のお薬手帳を持ってきて、この薬、飲んでいるのだけど、どうかという相談を受けました。来られる方はとても健康意識とか、これを飲んで大丈夫なのかという意識は高いです。そういう意識の高い人だけではなくて、本当は、もっと関わっていかなくてはいけない区民の方がたくさんいると思うので、その辺りのアプローチも私たちはしていきたいということで、今回は薬局で気になる方にもお声かけしていいという制度も入れていただけたので、頑張っていきたいと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。現場の状況というのは、皆様のご協力の体制も含めてよく分かるかと思います。いかがでしょうか、委員の皆さんからご意見等ございましたら。

G委員。

【G委員】 すいません、先ほど練馬区はホームページでも広く周知しているので、通知者以外も参加されている方がいらっしゃるというふうにお聞きしましたが、例えば今回の16人の中に、その人数が入っているのかというのを教えていただきたいのと、入っていない場合はどれぐらいの人数が入るのか教えてください。

【会長】 分かりますか、国保年金課長。

【国保年金課長】 国保年金課長でございます。

2ページの表をご覧ください。こちらを見ていただきますと、7年度の初回の相談会で8人がご参

加し、そして、2回目の相談として相談会に1人参加した。つまり、私どもが通知を出した方では、延べ9人の方が相談会に参加したという実績になります。

※印を見ていただきますと、相談会については2回実施し、延べ9人の方以外にも参加をいただきまして、2回で合計延べ17名参加をしていただきました。つまり、17引く9、8人の方が、通知した以外の区報等でお知らせをした趣旨を見ていただいて、ぜひ薬剤師の皆さんのお話を聞きたい、ご相談をしたいということで来ていただいた、そのような実績となっております。

様々周知を広げていきたいということと、今、薬剤師会の委員さんからもご報告がありましたように、今年度については、私どもが抽出して、通知した以外の方でも現場で気になる方を抽出していただくところを、8年度はさらに取り組みたいというところで行っているところでございます。

以上でございます。

【会長】 G委員。

【G委員】 17名引く9名が、通知していない人の数ですか。

【国保年金課長】 9名が通知した方です。

【G委員】 9名が通知した方、そうすると286名のうち9名ということになるということなののでしょうか。相談実施の件数、5.6%となっているのですが、その辺りもう一回確認させてください。

【国保年金課長】 国保年金課長でございます。

相談に全部相談会という手法で相談した人が、1回目が8人、2回目が1人ということですので、そのほかにも訪問での相談、薬局での相談あるいは電話での相談ということで、相談に参加した方は、この表の中の3行目にあります相談実施16人というのが相談につながった方ということになります。

以上でございます。

【会長】 G委員。

【G委員】 286人が通知者ですよね。その通知者のうち16人の方が相談に参加されたということになるということなののでしょうか。

【会長】 国保年金課長。

【国保年金課長】 国保年金課長でございます。

おっしゃるとおりでございます。通知したのは286人、うち相談実施につながった方が16人という結果でございます。

以上でございます。

【会長】 G委員。

【G委員】 この間、残念ながら少し減ってきてはいるのですが、先ほど言ったように、送付資料の見直しを行ったり、電子フォームの活用を行うということで、増えているということなのですが、絶対数から比べると、薬剤師の皆さんのご協力もあって、頑張っではいらっしゃるのですが、なかなか増えていないということがあるのですが、そういった中で課題はどういったことがあるのか、もし区が把握していれば教えてください。

【会長】 国保年金課長。

【国保年金課長】 国保年金課長でございます。

皆さん、日頃忙しく仕事をされていたりする中で、時間を取って相談に乗ってもらおうというお気持ちになかなか踏み出せないのかと感じております。ですので、皆様の健康につながりますよ、元気に過ごせますよ、ということをより分かりやすく、伝えてきたいと思っています。薬剤師会の皆さんからは、再勧奨という形で手書きもしていただきながら、はがきを出していただいたり、いろいろな工夫もこれまでやってきたところでございます。

参加していただいた方には満足していただいているので、まず、来てみませんかとつなげる、そこが一番大事なところと思って取り組んでございます。

以上でございます。

【会長】 よろしいですか。ほかに。

H委員。

【H委員】 以前から、練馬区に対して薬剤師会の皆様のご貢献、本当にありがたいと思っております。日頃から思っている素朴な疑問なのですけれども、国保の協議会に関わったり、薬剤師会の皆様のお話を伺うと、本当にモチベーション高く、区民の健康のために貢献していただい

ることがひしひしと伝わって、ありがたいと思っています。特に何故そう思うかという、こう言っではおこがましいのですが、コミュニケーション能力が非常に高いのではないかと思います。

患者の方々は、自分の体のことを適切に表現することが案外難しかったりしますよね。そこをうまく引き出してくださる能力、スキルにたけておられるのかなと思います。それが寄り添いであったり、ホスピタリティであったりというふうに思っておりますが、薬剤師というスキル以外の何か人間的な資質や動機から来るものなののでしょうか。薬剤師の方にお伺いするほうがよろしいかもしれません、いかがでございましょうか。

【会長】 私も関心の高いところでありますが、どうですか、いかがでしょうか。

【E委員】 この事業というのは、私たちは一つ一つ時間をかけてお話を伺ってということがまず一番最初にありまして、お話を伺ってからではないと、何も始まらないかなというふうに思っています。患者さんのためにとか、その方にとって何が一番最良なのかとか、どうしたらいいのかということを考えながら、常日頃、対応させていただいていますが、薬剤師は何をやっているのか分からないと話を聞くこともあります。お薬を渡すだけではなくて、もっともっといろいろなことができるというところで、聞くことはすごくできると思いますし、そこからつなげられたらいいなという思いでやっております。

以上です。

【会長】 H委員。

【H委員】 ありがとうございます。

患者やあるいは病気未満の方は、訳の分からないもやもやとした不安を抱えている。それに具体的な何か言葉を与えていただいたり、今後の対応を示していただけたというところの安心材料を与えてもらえるのかなというところで、もっと薬剤師の方々の役割、ほかの医療従事者の方とは異なった特性とか役割をもっと広く、多くの方に分かりやすく具体的に何か周知する機会があったらいいなと思っておりますので、いろいろお知恵をいただければと存じます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

薬剤については、週刊誌などでも、年に1回か2回は特集みたいな形で飲んでいい薬、飲まないほうがいい薬みたいなことが掲載され、一般の方の関心が高いという点があろうかと思っております。ほかにはご意見いかがでしょうか。

A委員。

【A委員】 参加率のお話かもしれないですが、こういった相談事業をやると必ずリピーターといえますか、同じ方が相談に来るということが、私の経験の中であるのですが、そういったところがあるのかないのか。これは今後考えていращやるのかかもしれませんが、ちょっと言葉を選びながらということで、一応選定している方が多数の処方薬や受診記録がある方というところで、場合によってはちょっと適当ではないような状況も見受けられるのですが、そういう確認しているということだと思のですが、この相談事業を通じて改善されたとか、そういったところは追っていращやるのか。この相談を通じて卒業された方とか、そういったことをできれば知りたいなというところでございます。

【会長】 国保年金課長、どうぞ。

【国保年金課長】 国保年金課長でございます。

この事業を通じて、実医療費が、幾らになったかを出しております。参加された方はお薬の数が減って、医療費の適正化、そして、その方にとっても必要な薬をきちんと飲めるようになった、余らせることなく必要な服薬ができるようになった、そのような結果をいただけているというところがございます。非常にこれは有意義な事業ということで、やらせていただいているというところがございます。

それとあと、今リピーターということのご心配をいただきましたが、対象者を選ぶときに、過去2年間に対象となった方は抜かせていただいております。1回ないしは2回のご相談で、場合によっては長い時間、薬剤師の方には非常に丁寧に話を聞いていただきますので、一旦満足してお帰りになり、そして、その後、また薬局でお会いしたときにお話ししたりとか、いいつながりができていると認識しています。

以上でございます。

【会長】 いかがでしょうか。

【A委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

すぐではなくても、ぜひその効果が上がった部分とか、いずれお聞かせ願えればうれしいと思います。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

お待たせしました、D委員。

【D委員】 私自身も薬を複数飲んでいるのですが、例えばこういう相談会に出たら、どういうことがあるのかお医者さんが処方した薬だから、飲んでいるという現状なので、個人情報が出ない程度に、今までこういう相談でこういう結果がありますということも教えていただくと、相談会に行ってみようかなという気になる方もいるのかなと思います。薬剤師さんから見て、薬局で気になる患者さんは、相談会にお勧めするような患者さんというのはどういう方かというのを伺いできればなと思います。

【会長】 薬剤師の先生方、いかがでしょうか。

【F委員】 相談会に参加していいことということですね。

私は、いいことというのはちょっと分からないのですが、不安に思っていることを、本当はご自身ももらっている薬局で相談できたらいいのですが、私たちは忙しく見えるらしくて、なかなか声がかけづらいという本音を言っていただくことがあります。この事業の場合は、休みの日に出ていって1人1時間対応しますので、ゆっくり聞けるというところですね。いろいろなところでもらっていることを言いたくない患者さんもいらっしゃるんで、全然知らない相談会の薬剤師に全てを見せて、どう思われますかと聞かれて、ああ、納得しましたと言ってしまうこともあります。私たちはお薬を減らすのが目的ではなくて、きちんと納得して飲んでいただく。これはどうかというのは、先生のほうにご相談してみてくださいというフィードバックするというのが趣旨なので、その辺りで納得されて、笑顔で帰っていかれるという区民の方をよく見ます。

【D委員】 薬局で相談会をお勧めしたい人とは。

【F委員】 多分ほかのところでお薬をもらっているけど、なかなか見せてくれない。マイナ保険証があるので、ある程度は見れるのですが、そういう方はマイナ保険証を絶対見せないのです。情

報が取れないので、そういう人はたくさん飲んでいるだろうなと思うと、こういう相談会があるから行ってみてくださいとご相談したり、介護につなげる、高齢者の方は介護につなげないといけないだろうなと、地域包括支援センターへ行って見て相談してみたらどうですと促すことはございます。

【会長】 ありがとうございます。お答えをいただきました。お薬手帳を出さないのですかね、先ほどお話がありました。

【F委員】 なかなか出さなくて、二、三冊持っている方もいらっしゃるのです。慣れてくると、実はこの感覚で出してください。そこまで行くまでがなかなか長く時間がかかる方と、ぱっと出してください方といういろいろあるのですが、これは知られたくないとか、多分これを飲んでいることをあまり言われたくないという気持ちを持っている方もいらっしゃるという感じです。

【会長】 分かりました、ありがとうございます。

ほかに。I委員、どうぞ。

【I委員】 公募委員のIです。よろしくお願いします。

この事業、本当に地道な取組で、丁寧にやっていただいて、本当に素晴らしいと思うのですが、けれども、2つありまして、1つはそもそも地道な取組で、丁寧にできるということが、この人数だからできるのかもしれないのですが、もともとのこの通知者数自体が少ないのかなというところがあって、多数の処方箋や受診記録がある方などということで、対象をもっと広げて、広げると今度は通知の費用とか相談回数とか、大変になるかもしれないのですが、やっぱりもっと広げて、私もいろいろと薬をもらっているんで、聞きたいなと思うことがあるのですが、本当を言うところちょっと気がつかないだったので、対象を広げるのが必要なのかなというのが一つです。

もう一つが、多数の処方箋や受診記録がある方などを書いてあるのですが、多数の処方箋や受診記録、多数の処方箋を出しているお医者さんへのお願いが必要なのではないでしょうか。お医者さんのところで患者さんに、丁寧に指導することも必要なのではないかと思います。その辺はどうなのでしょう。

以上です。

【会長】 課長、どうぞ。

【国保年金課長】 国保年金課長でございます。

まず、1点目でございます。対象者をもっと増やしてもというご意見をいただきました。抽出条件については、薬剤師会の皆さんと相談して決めさせていただいています。そのベースになっているのは、厚労省が示している、この事業を実施するに当たってのモデル例の数値があります。そこをベースにして薬剤師会の皆さんと相談して、基準を決めています。抽出は直近の3か月間に絞って、3か月間の中で2か月、15剤の処方がある方など条件を絞り込んで抽出をしています。

引き続き薬剤師会の皆さんと相談しながら、抽出条件を考えていきたいと思います。まずは、この抽出した方を確実に来ていただく取組を行うとともに、それ以外の方でも、自分が不安である、こういう機会があるなら聞いてみたい、そういう方のために相談会はどなたでもどうぞ参加してくださいということで周知をしております。

相談会について知らなかったというお声をいただきましたので、さらに工夫をして、丁寧な周知を図っていきたいと思っております。

2点目でございます。対象者にはいろいろなケースの方がいます。先ほど薬剤師会の委員の方からご紹介いただいたように、A病院だけではなくB病院に行っていることを知られたくない、お医者さん自身も分からないという患者さんもいらっしゃいます。

そういう中で、薬剤師会の皆さんが相談の中でいろいろ聞き取り、人間関係もつくりながらお話が出来て、かかっているお医者さんにも相談してみてもいいかと声をかけていただいたり、薬剤師会の皆さんが先生宛てにお手紙を書いて、これを先生に渡してみましようかという手だてもやってくださったり、先生方のこともきちんと考えながら、薬剤師会の皆さんも取り組んでいただいています。引き続き連携をしながら、一つ一つやっていきたいと思っております。

以上でございます。

【会長】 いかがでしょうか、よろしいですか、ほかにはいかがでしょうか。

服薬についての件でしたので、薬剤師のお二方で、製薬業の最近の状況はどうか、供給状況、薬剤の供給対策について。

【E委員】 以前からジェネリックに関しましては、やはり供給が安定しないことと、製造を中止して

しまうというメーカーさんがすごく増えてきてしまっていて、振り回されているような状況ではあります。ただ、ジェネリックの利用率も進んできまして、今回の調剤報酬改定でも、85%というものが基準になっておりますので、それに対して、私たちはしっかりと在庫をしているような状況であります。コンサータなど、全然入ってこないという状況もありますので、他店舗から集めたりなどして、患者さんにご迷惑かからないような形で頑張っている状況です。

【会長】 ありがとうございます。また、適宜、機会があればお伺いさせていただければと思います。それでは、この件は終わらせていただきます。

それで最後に、報告事項ウをお願いいたします。

【国保年金課長】 国保年金課長でございます。

【会長】 国保年金課長、お願いします。

【国保年金課長】

— 報告事項ウの説明(資料3) —

【会長】 ご苦労さまでした。報告をいただきました、この中身につきまして、何かご意見、ご感想などございましたら。

H委員。

【H委員】 ご説明ありがとうございます。まず、この軽減対象となる子ども・子育て世帯の世帯数と、その軽減による影響額などをお教えいただけますか。

【会長】 国保年金課長。

【国保年金課長】 国保年金課長でございます。

恐れ入ります、皆様のお手元の「ねりまの国保」という冊子の21ページをお開きいただけますでしょうか。中ほど、未就学児の保険料減額賦課という項目を載せさせていただいております。表として、4年度、5年度、6年度という3か年の実績を載せさせていただいております。その一番直近で今データをお示しできますのが6年度になりますが、練馬の国保の被保険者の子どもの未就学児で、6年度にこの減額をしたというのが2,977人という結果になっております。

その上、5,490万円というのが、この方たちに減額した金額です。この5,490万円は、先ほど申し

たように軽減した分、公費全部の分ですので、区の負担は、このうちの4分の1です。半分为国、4分の1が東京都、そして、その4分の1が練馬区の負担になりますので、これを4で割り返すと、練馬区が6年度に負担したのは1,372万5,000円をこの軽減のために、使わせていただいたという計算になります。

今回、対象が今は0歳から6歳なのが18歳までなるといふと、単純に考えますと、3倍は対象者となると考えられますので、この3倍ぐらいの公費の支出が必要になると捉えているところでございます。

以上でございます。

【会長】 H委員、どうぞ。

【H委員】 ご説明、具体的にありがとうございます。

そうすると、具体的に数字として明確に出てくるということになるかと思えますけれども、そういったときに、この制度趣旨をどう捉えているのかということと、効果検証というのをどういった形で今後行う予定でございますか。

【会長】 国保年金課長。

【国保年金課長】 国保年金課長でございます。

私どもは今回、条例を改正したく思っておりますので、9年度の予算を立てるにあたりまして、その時点で、18歳年代までで何人いるかというところをきちんと精査をしながら、必要なお金を9年度予算に計上させていただき、議会のご審議をいただければと考えているところでございます。

以上でございます。

【会長】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

【H委員】 1点だけ、大事なことでございますので、やはり十分にお考えいただいているかと思いますが、周知については、柔軟にお取組のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 続いて、G委員。

【G委員】 子どもの均等割の5割軽減の対象が拡大したということはよかったと思います。私たち

もこれは求めてきたことです。

そもそも国保の制度として、所得ではなく、均等割という人数で保険料を算定すること自体が、問題があると思います。ですから、子どもの均等割が今回5割軽減になったということは、一歩前進ですし、練馬区も求めてきたと思うのですが、さらに、均等割そのものの制度の見直しをぜひ国に、東京都を通じてなのか、特別区としてなのかというのはあると思うのですが、ぜひ求めていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

【会長】 ご意見として承っておきます。ほかにはいかがでしょうか。

G委員。

【G委員】 それともう1点は、この間、保険料負担の軽減については、負担の公平性だということで、公費を投入することについてやはり消極的な姿勢があったと思います。今回政治判断として、子どもの均等割の5割軽減が実施をされるということになったということは、やはり公費を投入して負担軽減を図るということが、今回子ども世代ですけれども、できるということだと思うのです。この間、低所得者については、均等割の軽減が行われてきたということもあります。だから、公費を投入するということも、やっぱり合理性があるというふうに思いますので、答弁を求めるつもりはないのですが、ぜひ国や東京都に求めていただきたいということで、意見として言わせていただきました。

【会長】 ほかに、ご意見、ご要望ございますか。

C委員。

【C委員】 質問なのですが、今回の軽減については、対象世帯の方は特に申請しなくても、自動的に適用されるのかというのが1点と、あと今回の国保保険料ですが、そもそも最高限度額があるということで、もともとの最高限度額に達している世帯では、例えば子どもの均等割を減らしても、実際の支払い額が変わらないケースというのも存在してしまうのではないかなと危惧しているのですが、そういうケースは実際あるのか、もしあれば世帯数を教えていただけたらと思います。

以上です。

【会長】 国保年金課長。

【国保年金課長】 国保年金課長でございます。

1点目、申請いただかなくても、世帯の状況について把握しているところでございますので、この条例改正が認められれば、新しい仕組みの下、計算をさせていただくというところになります。

2点目でございます。おっしゃるとおり、負担限度額の上限まで達している世帯は、低くなるということはないということになります。それがどのぐらいの世帯数あるのかというところはちょっと分からないところでございます。

以上です。

【会長】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

保険制度につきましては、昨今、国でも様々な議論、また、見直しも行われております。A委員、被用者保険の立場から、課題等、何かございましたら披露いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【A委員】 ありがとうございます。

被用者保険の立場からということで、今の件についてということですか、それとも全体ですか。

【会長】 全体で結構です。

【A委員】 はい、ありがとうございます。

初めて参加させていただきましたので、被用者保険の立場からということで、機会いただきましたので、主に私は健康保険組合のほうに関わっている、どうしてもそちら寄りの意見だということは、ご承知おきいただければと思いますけれども、健康保険組合も近年、財政状況という面では非常に悪い状況になっているというところでございます。国保さんのほうはもともと厳しいというのがまず大前提としての発言になることをご容赦いただければと思うのですけれども、国保が大変だから被用者保険、健康保険とかそちらのほうは大丈夫だというのは全く当てはまらないというところございまして、とりわけ、健康保険組合は被用者保険の中でも協会けんぽでして、厳しい状況にあるということをお伝えしたいと思います。

数値的なもので少し言いますと、6年度の決算ベースで、全国に1,400弱健康保険組合はあるのですが、このうち大体48%、半分弱が赤字決算でした。予算ベースではなくて赤字決算というこ

とで、要するに当年の加入者からの保険料では賄い切れずに、財産を取り崩しているような赤字という状況です。

7年度は賃金アップの影響で少し減って、それでも約4割弱ぐらいがやはり赤字決算ということで非常に厳しい。被用者保険の立場でこれはどこに行っても言うべきことの一つ、ご承知おきいただきたいことのひとつとして、お聞きいただければと思いますが、健康保険組合につきましては、保険料で、自分たちの保険料以外に、他制度を支援していると、いわゆる後期高齢者支援金、前期高齢者支援金で、これが大体4割強というところでございます。2025年に後期高齢者、団塊の世代が全部後期高齢者になりまして、今後は後期高齢者支援金が上がっていくと言われてはいますが、これもゆくゆく5割にいくのではないかなというような話はされています。要するに健保財政は相変わらず厳しいというところでございます。

その中でも健保は単一健保と総合健保とありまして、より総合健保のほうが厳しいのですが、単一健保というのは、言うなれば会社の名前がついている、ソニーであればソニー健康保険組合と、比較的大企業がつくっている健保です。

総合というのは、意外と健保組合、メディアとかが発信すると、大企業が加入する健康保険組合と中小企業が加入する協会けんぽという言い方をするのですが、半分間違っていまして、総合健保は業種で固まっているので、結構な数の中小企業が入っています。こういったところは非常に財政がさらに厳しいというところでございます。

こういった中で、昨年健康保険組合で少しインパクトのあることがありまして、間違っていなければ、協会けんぽ設立以来、保険料は下げたことはなかったのですが、基準は全国で多少違うのですが、基準となる保険料が10%でありまして、この基準を0.1下げてきたというところでございます。これは何でインパクトがあるかというと、財政がより厳しい総合健保さんを中心に、健保組合の存続意義の一つということで、やはり保険料というのは明確に出てきますので、そうすると協会けんぽさんの料率は最低限守るというのがありまして、ここが崩れてしまった。こういった財政が厳しい中でも昨年度、健保組合では保険料を引き下げざるを得ないということで、実際には202健保ぐらいが下げたところなのですが、協会けんぽに合わせる形で、決して楽だから、潤っているからで

はなく、下げざるを得ない。やはりこういうのは解散という議論にもつながってしまうところで非常に重要なところなので、そこまで至らなくても聞こえてくる話として、もう健保を抜きたいという話につながるといった、こういうのが今健保の非常に置かれている厳しい状況かなと思います。

ちなみに、全国で1,400弱健保だと申し上げましたが、協会けんぽさんの料率以上の健保というのは、令和8年の予算ベースで27%ほどありまして、結構な数が実は協会けんぽよりも料率は高いというようなところですよ。

参考ですが、健保というのは、平成8年度にピークで1,900以上あったのが、今は1,400弱ということで、この30年間ぐらいで600近く減っています。ここ10年間で見ても30ぐらいの健保が減ってまして、これは30健保が解散したのではなくて、設立と解散、合併による消滅、この差で減っている。緩やかですけど、健保はどんどん減っているというところがございます。

こういった状況ですが、今健保組合では、事業主と近いという位置を利用してコラボヘルスを積極的に協会けんぽさんより進めていく、データヘルスをはじめとした効果的な保健事業を展開していくとか、健保組合の強みを生かした事業をやっていこうという話はしきりに言われています。

DXという意味でいけば、これも協会けんぽさんのほうが先行しているのですが、電子申請化を進める議論も一気に進んでいまして、そういったところも含めて、健保組合の存在、保険者機能を発揮していくということで、厳しい状況ながら、できることをやっていくというところかなというところですよ。

かなりざっくりした話でございますけども、こういった状況が今の健康保険組合の状況ということでございます。

【会長】 ありがとうございます。いきなり無理なお願いをしてしまいまして、申し訳ありませんでした。皆様にも参考になったかと思います。ほかにはございますか。

I委員。

【I委員】 最後のところで追加の質問なのですが、子ども・子育て支援金分の保険料について、前回、私も意見を申し上げたのですが、先ほど、その意見を基に通知に案内を入れたという話があったのですが、そういうお願いをしたものですから、いろいろ見ていたのですが、区報もす

ごく丁寧という形ではなかったと思いました。

通知に入っていたということなのですが、前回分と見比べて、そんなに変わっていない内容で、寝た子を起こさない戦略になったのかなというふうに思ったので、マスコミもそのときは結構取り上げたけれども、実際に支払う段階になったら、私はあまり見てなかったのかもしれませんが、あまり取り上げられなかったような記憶もあるので、結構だったの、あまり出さなかったのかなと思ったのですが、逆に子育てのためにそういうふうに取り組んでいるということをちゃんと理解してもらったほうがいいのではないかと思います。一番最初に報告があった収納状況で、調定額が減っているということもあって、区民からそういった声が届いてなかったのかなと思ったりもしたのですが、実際に、問合せがあったのかどうかということはお聞きしたいです。

今回の通知の中に国保のしおりは入れなかったですね。私は入っているかと思って一生懸命探したのだけど入ってなかった。それは何か意図があるのか、それとも費用の問題があるか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

【国保年金課長】 ご意見ありがとうございます。

【会長】 国保年金課長。

【国保年金課長】 ありがとうございます。

国保のしおりは内容が盛りだくさんで、いろいろなことを入れているので、なかなか伝わりにくいというご意見をいただいたように記憶をしております。効果的にポイントで知らせるものとしては、「国保のお知らせ」というご案内を作成し、保険料通知の際に同封させていただいています。

ご意見いただいた子ども・子育て支援金のこともそうですし、ほかにも必要なこととお知らせするということで、スペースを考えながら、作成しています。子ども・子育て支援金については、8ページの部分を全部使って周知をしたり、2ページでは、これだけ増えましたということも入れて、お知らせをさせていただきました。

区報については国保課のためだけには、なかなか多くの枠をいただけないというところでは、最低限、保険料が変わりましたというお知らせは4月の区報で掲載したのですが、スペースが限られているので、個別の案内やホームページなどでこの制度について知らせたということがあります。

委員もおっしゃっていたように、私どもも今回新たに加わった分なので、通知をした後に、皆さんから問合せが、来るだろうと思い、職員一同、勉強して待っていたのですが、子ども・子育て支援金に係る問合せは、少なかったのです。皆さん、既定の事実として捉えてくださったのかというのが正直、今回通知しての結果というところがあります。

そうは申しても、前回の運協でもお伝えしましたように、次の保険料改定でも、子ども・子育て支援金については、少しアップするというところがございますので、区としては、引き続き、丁寧に、可能な限りの手段を使ってお知らせしていきたいと思っております。

【区民部長】 先ほどの調定についてですが、子育て支援金というのは8年度からの制度ですので、調定の減った件とは関連はないと思います。

【I委員】 それは分かっているのですが、調定が減ったのは、先ほど収入が減ったから、全体が減ったというような説明があったかと思うのですが、今年度も皆さんの収入が減ったから値上げ分が帳消しになって、実際には、区民の皆さんもすごい値上げになると、一体何だろうと思って見るのだけど、自分の保険料しか基本的には見ないですね。自分の保険料がそんな上がってなければ、去年と同じぐらいかと思って、中身をあまり見なかったりもするので、すごく上がっていれば何だろうと思って一生懸命見たりもするので、そういうことなのかなと。あんまり強くいろいろ、これだけ上がりましたというと、何だろうと思うから、それでさっき言った寝た子を起こさない方針となっていたのかなと思った次第です。

【区民部長】 確かに7年度の保険料が下がったということで、そこから上がったというところでいくと、今まで6年度とか比べるとそんなに上がってないというところもあったりして、確かにそこがあまり上がってないなという印象はもしかしたらあったかもしれないですが、そこは何とも我々としては分からないところでありますが、特に寝た子を起こさないというそれは全くないので、我々のほうとしても今回お知らせという中に、それだけ分かるような形で、先ほど課長からも申し上げたように、国保のしおりだどこを見たらと、全部読む人はいないので、そこをピンポイントで分かるように、まとめた形で出させていただいたというところがございます。

皆さんでどこまでそれをご覧になっていただいたかというところまで分からないのですけれども、

周知については、我々今後ともしっかりとやっていきたいと思っています。

先ほどお話がありましたように、子育てのためにというところもしっかりやっていきたいなと思っています。

以上です。

【会長】 I委員、よろしいでしょうか。

ほかにはご意見よろしいですか。会議始まるときに申しあげました予定時間になってまいりました。いろいろ熱心に今日もご討議いただいたことに改めて感謝を申しあげたいと思います。案件は以上で終了となります。

最後に部長から一言あれば。

【区民部長】 本日は本当にお暑い中、お集まりいただき、本当にありがとうございました。そして様々な観点から貴重なご意見いただきました。ありがとうございました。今後の国保事業にしっかりと生かしていきたいと思っております。

次回の運営協議会でございますけれども、冒頭申しあげましたように来年2月頃を予定しております。東京都との協議や特別区としての対応方針、こちらを踏まえまして、保険料率などについて皆さんに諮問させていただきたいと思っております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、事務局からの日程についてお願いいたします。

【事務局】 事務局です。

次回の運営協議会は、今、部長から説明いたしましたように、令和9年2月下旬頃、開催させていただきます。日時が決まり次第、ご案内をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。なお、東京都の令和8年度国民健康保険運営協議会につきましては、第1回目が8月下旬に予定されています。この都の運営協議会のご報告につきましては、前年同様、委員の皆様には資料をお送りする形で情報提供させていただき予定ですが、また、事前資料送付時にご案内させていただきましたけれども、運営協議会委員となられた皆様には、令和9年1月に予定しております練

馬区新年賀詞交歓会にご出席いただくべく、秋頃に総務課から案内状をお送りさせていただく予定です。

その場合、事前に総務課へ皆様の氏名及び住所を提供いたしますが、もし住所の提供をご希望されない場合は、本日のお帰りの際か、もしくは、8月14日金曜日ぐらいまでに事務局のほうにお申しつけいただければと思います。席上にご用意いたしました資料のうち、運営方針のフラットファイルにつきましては、そのままお残してください。個別にご入り用の方は別途用意しておりますので、事務局までお申しつけください。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ご苦労さまでした。

その他で何かありますか、ないようですね。

それでは、本日の運営協議会はこれにて閉会させていただきます。皆様のご協力によりまして、無事終了できましたこと、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

—— 了 ——